

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊仙台駐屯地
東北方面会計隊本部業務科長 青山 明雄

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6N131CC00140		6MY21A20013 0001						
品名 または 件名								
集客のためのステージイベントブッキング・調整業務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
仙台駐屯地				東北方面総監部募集課 小友3佐2308				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
東北方面総監部募集課 小友3佐2308				令和8年7月25日（土）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科

なお、入札心得等については、東北方面会計隊本部業務科契約班で提示し、仕様書等は、業務科契約班において配布する。
また、東北方面会計隊入札情報サイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/neahep/koukoku/finindex.htm>)にて掲載している。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和8年7月7日（火）13時40分 業務隊会議室 253号隊舎 2F西側

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

ア 令和7・8・9年度の全省庁統一資格の物品の販売「D」等級以上に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

ウ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

エ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りではない。

ク カの「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 資本関係がある場合

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、bについて子会社の方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中

の会社である場合を除く。

a 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の場合は除く。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) (7)及び(イ)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(7)又は(イ)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 競争参加者として認めない者

ア 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

イ 入札後契約を締結するまでの間に都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記がない場合は入札参加を認めない。

(3) 郵便入札書受領期限

入札日前日の午後5時(入札日前日が行政機関が定める休日の場合、その前日午後5時)迄に本官の手元に届いたもののみを有効とするので、第7項(10)キに定める担当者に当該入札書の到着の確認をとるものとする。

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(5) 落札決定方法

消費税抜きの『総額』で入札するものとし、当隊所定の予定価格から消費税相当額を差し引いた金額以下の最低入札者を落札者とする。(同価の場合は抽選により決定する。)

(6) 保証金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(7) 入札の無効

ア (1)に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ (2)に示す競争参加者として認めない者の行った入札

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。(押印を省略する場合、責任者又は担当者の氏名及び連絡先の記載が無いもの。)

エ その他入札に関する条件に違反した入札

オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(8) 契約書作成の要否

ア 落札者は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式により契約書を作成提出する。

イ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(税込価格)とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(9) 代金の支払いに関する事項

請負代金の支払いは、履行完了後、適法な請求書を受領した日から、30日以内とする。

(10) その他

ア 入札書等には、「入札及び契約心得」に明示してある、別紙第2「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨を入札書余白に明記すること。(明記がない場合は無効とする。)

* 誓約事項の記載要領

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

イ 入札参加者は「入札及び契約心得」に明示してある内容を了承した上で入札に参加する旨を入札書余白に明記すること。(明記がない場合は無効とする。)

* 記載要領

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

ウ 電報・電話による入札は認めない。

エ 入札参加者は、資格決定通知書の（写し）を提出すること。

オ 代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状の提出が必要となります。

カ 配布した仕様書等は入札時に必ず返納すること。

キ 適用する条項

(7) 役務請負契約条項

(4) 談合等の不正行為に関する特約条項

(9) 暴力団排除に関する特約条項

ク その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊仙台駐屯地 東北方面会計隊本部業務科 契約班

TEL 022-231-1111 内線 3897

FAX 022-235-6641 担当 渡邊

仕様書に関する事項 総監部募集課 内線 2308 担当 小友

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
集客のためのステージイベントブッキング・調整業務	第13号	
	作 成	令和8年6月23日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	東北方面総監部人事部募集課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、集客のためのステージイベントブッキング・調整業務（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は、契約の相手方が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項

令和8年7月25日に開催する自衛隊の職業体験イベントにより多くの方に来場いただくために実施する集客のためのステージイベントに係る出演者とのブッキング・調整業務を行うこと。その際に係る契約の相手方に発生する経費（出演料を含む）は、契約の相手方負担とする。

3.2 事業目的

出演予定者について、運営調整を円滑に実施し、イベントの安全かつ効果的な運営を実現する。

3.3 委託範囲

契約の相手方は次の業務を実施すること。

- a) 主催者が指名した出演者への出演交渉
- b) 出演契約手続き
- c) 当日運営に関する手続き
- d) 出演不可時の代替案の提示

3.4 出演者

次の条件を満たすものとする。

- a) 本イベントは若年層の集客を目的とするため、演奏主体の女性グループであること。
- b) 演奏主体のライブパフォーマンスを30分から1h以内実施が可能であること。

- c) 主要SNS総フォロワー数が20万人以上、全国規模の音楽フェス（全国的に認知される動員数3万人以上、複数ステージを有するもの）に複数回出演実績を有すること。

3.5 自衛隊職業イベントの概要

プロテックフェアの概要は次のとおり。

3.5.1 目的

新規志願者の獲得及び陸上自衛隊の理解の促進を図り、当面そして将来の自衛隊（陸海空）への入隊者獲得を図る。

3.5.2 プロテックフェアのコンセプト

「自衛隊 PROFESSIONAL&TECHNICAL フェア」（略称：自衛隊プロテックフェア）
（あまり知られていない自衛隊の専門技術をこっそり教えます。）

3.5.3 駐屯地一般開放日時

令和8年7月25日（土）	13時00分～20時30分
内訳 プロテックフェア	13時00分～18時30分
ステージイベント	15時30分～16時30分
打上花火	19時30分～20時30分

3.5.4 場所

陸上自衛隊仙台駐屯地

3.6 集客のためのステージイベントの概要

3.6.1 ステージイベントの目的

自衛隊に関心のない、いわゆる無関心層が自衛隊プロテックフェアを訪問する動機とさせる。

3.6.2 ステージ時間

15時30分～18時30分の間において概ね30分から1時間のステージを実施するものとする。細部は官側との調整による。

3.6.3 ステージの構成

ウイング車を使用した音響・照明を備えたステージを官側が準備する。

3.6.4 ステージ場所

仙台駐屯地内の西訓練場地区

3.7 その他

契約の相手方は、プロテックフェア実施日の仙台駐屯地の出入門について、官側から指定された書式により、従事者及び車両の番号等、必要事項を記入した入門名簿をプロテックフェア実施日の1週間前（7月16日）までに提出することで、官側係員立ち合いの元、出入門について便宜を図るものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 調整等

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに総監部募集課の指定する場所にて打ち合わせを行い実施要領書を提出するものとする。
- b) 本役務において疑義が生じた場合、若しくは仕様書に定めがない事項については、契約額の範囲

内で、その都度、総監部募集課及び契約の相手方で協議するものとする。

なお、契約の相手方は、準備期間及び実施期間において総監部募集課に対する連絡・確認に努めるものとする。

5.2 提出書類等

提出書類等は表－3とする。

表－3 提出書類等

番号	提出書類等	様式	数量	時期	提出先
1	役務従事者名簿（入門者名簿を兼ねる。）	様式	1部	契約締結後速やかに	東北方面総監部
2	実施要領書	適宜	1部	打ち合わせ終了後速やかに	

5.3 無償貸付品及び官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001の5によるものとし、官側が必要と認めたものについて受けることができる。

5.4 秘密保全・個人情報保護

a) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。

b) 契約を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

5.5 著作権その他の権利

a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことや使用权に関する制約が存在しないことを確認するものとする。

b) 本役務履行によって制作された著作物に関する著作権は官側に帰属するものとする。また、契約の相手側は提出書類等に関する著作権者人格権を行使しないものとする。なお、官側は、提出書類等から自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。

c) 前項に関わらず、提出書類等に含まれるものの内、契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権については、この限りではない。

d) 著名人の使用に関する肖像権は、官側との調整による。

e) 契約の相手方は、著作権の帰属などに関し疑義が発生した場合は、官側と協議するものとする。なお、協議において取り決めを行った場合は、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。

5.6 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項

b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項

c) その他契約履行に必要な事項

5.7 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

様式

入 門 者 名 簿

[illegible]

